

# 名古屋北 法人会だより

No.

164

2026年 1月

[題字] 名古屋北税務署長 富永治之



年頭のごあいさつ	1
(公社)名古屋北法人会 会長	小田耕司
名古屋国税局 課税第二部長	嶋橋和夫
名古屋北税務署 署長	富永治之
副署長	野田 徹
法人課税第一部門 統括国税調査官	吉田康博
納税表彰受彰者	4
第41回法人会全国大会	6
国税広報	8
愛知県広報	12
ちょっといい話 従業員の行動を変えるポイントとは?	15
名古屋市広報	16
税理士会	18
会員のページ 「会社の紹介」みどり支部 (株)横井機械工作所 横井映二	20
法人会事業	22
支部報告	26
青年部会活動レポート	28
女性部会活動レポート	30
市内9法人会合同合同講演会 「ピンチをチャンスに」 東国原英夫	32
社団化50周年記念広告	33
新会員紹介	34
会員広告	35

### 今回の表紙

味鋺神社は、名鉄味鋺駅から南西へ約700mの住宅街に鎮座し、古代創建と伝わる格式ある神社である。江戸後期の『尾張名所図会』には、境内の図とともに流鏑馬(やぶさめ)の賑わいが詳しく描かれている。味鋺の流鏑馬は五穀豊穣への感謝として豊作の年に行われ、神前から南の庄内川堤防までの馬場を数回駆け、空へ向けて矢を放つ。「この矢を拾えば夏病をしない」とされ、人々が競って矢を拾ったという。平安時代に始まったとされる勇壮な神事だが、昭和13年、戦争の開始とともに途絶えた。戦後は、昭和30年の名古屋市合併記念として一度行われ、平成10年には流鏑馬装束の再現が実施された。陣羽織に頭巾姿の流鏑馬像は平成22年(2010)に建立されたものである。



# 年頭のごあいさつ

公益社団法人名古屋北法人会 会長 小田耕司



新春のご祝詞を申し上げます。

会員の皆さんにおかれましては、希望に満ちた新年を健やかにお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。日頃より、公益社団法人名古屋北法人会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、10月に発足した高市政権の下、革新への期待が高まる所ではありますが、経済を取り巻く環境は依然として不透明なものであります。

しかしながら、地域企業の皆さんにおかれましては、その不断のご努力により、各分野で着実な前進が見られた一年であったものと存じます。

当法人会においても、税務研修・経営セミナーをはじめ、青年部会・女性部会による活発な取り組み、地域社会への貢献活動など、法人会本来の使命に沿った充実した活動を展開することができました。これもひとえに、会員の皆さまの温かいご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

さて、名古屋北法人会は社団化50周年という大きな節目を迎え、これまで半世紀にわたり、地域企業の健全な発展と正しい税知識の普及に尽力してこられた先人の皆さまの歩みに深く敬意を表するとともに、この伝統を受け継ぎ、未来へとつなぐ責任をあらためて感じております。

つきましては、来る2月2日月曜日に50周年を記念する事業と共に式典を開催し、これまでの歴史を振り返るとともに、今後の法人会活動のさらなる発展を期する機会といたします。この記念事業は、地域企業の皆さまとの結束を強め、法人会の理念を次世代へ継承するうえで、極めて重要な意義を持つものと考えております。多数のご参加を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年は、経営環境の変化が一層加速することが予想されますが、当法人会は「学び」「交流」「地域貢献」の3本柱をより強く推進し、会員企業の皆さんに寄り添う活動を展開してまいります。本年も、皆さまの事業の発展に資する法人会として力を尽くしてまいります。

結びに、令和8年が会員企業の皆さんにとりまして、希望に満ちた飛躍の一年となりますよう心から祈念申し上げますとともに、名古屋北法人会への変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げ、新年のごあいさつといたします。

# 年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長 嶋橋和夫



令和8年の年頭に当たり、公益社団法人名古屋北法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人名古屋北法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」といった税の啓発活動のほか、地域社会への貢献活動を実施していただいております。

私どもにとりましても、皆様のこうした活動は、大変心強いものであり、小田会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

昨年は、食料品をはじめとする様々な物価上昇への対応やアメリカとの関税交渉など、国内外の経済情勢に大きな関心が寄せられた一年でしたが、大阪・関西万博の開催や日経平均株価が史上最高値を更新するなど、国内経済に明るい動きも見られました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、公益社団法人名古屋北法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

私どもいたしましては、本年も引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、グローバル化やデジタル化の進展等の経済社会の変化に柔軟に対応し、様々な課題に的確に対応していくことが重要であると考えております。

国税庁が推進する「税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）」を更に前に進めるために、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むとともに、法人会をはじめとする関係民間団体の皆様や関係省庁とも連携を図りながら、「事業者のデジタル化促進」にも取り組み、社会全体のDX推進に貢献してまいりたいと考えております。

特に、源泉所得税に係るキャッシュレス納付の利用拡大に引き続き努めてまいりますので、法人会の皆様には、キャッシュレス納付の御利用のほか、周知・広報に御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年も、法人会の皆様と十分に意思疎通を図りながら、信頼関係をより深いものとし、これらの取組を進めてまいりたいと考えておりますので、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人名古屋北法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 謹賀新年

本年もよろしくお願ひいたします  
令和八年が皆様にとって良い年でありますように



副署長  
野田 徹

名古屋北税務署長  
富永 治之

法人課税第一部門  
統括国税調査官  
吉田 康博

## 納税表彰受彰者

# 納税道義の高揚に 功績たたえ表彰

(敬称略)

令和7年度納税表彰受彰者（法人会関係）は、次のみなさんです。

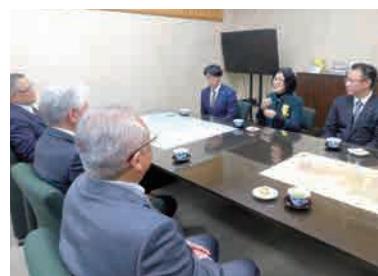
名古屋北税務署長表彰及び名古屋北部税務推進協議会長表彰を受けられたみなさんには、去る11月12日（水）と12月2日（火）に名古屋北税務署の署長室において、富永治之署長から表彰状が授与されました（表彰日は11月12日付）。



白木 一郎  
(株)白木【金城西支部】



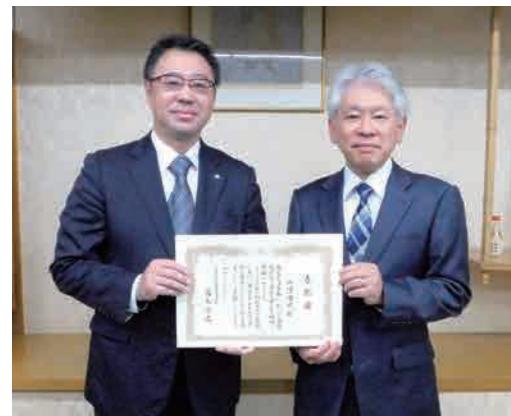
堀田 萬亜子  
(株)中部精機製作所【山田支部】



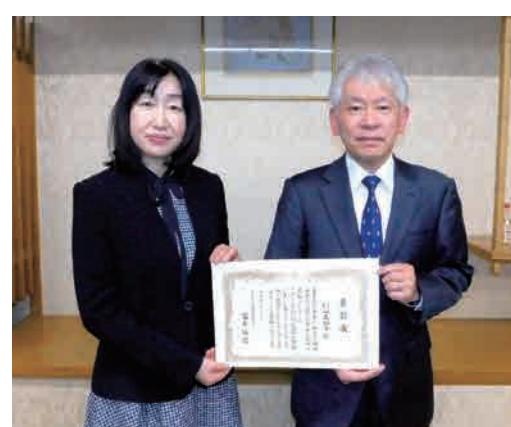
受彰後、署長室にて署長、副署長等と懇談させていただきました。



川邊 清成  
川辺建設(株)【清水支部】



杉山 美和子  
三杉地所(株)【金城西支部】



### 納税表彰の目的・趣旨

納税表彰は、国税の申告と納税及び租税教育等に関して、功績顕著な団体又は個人及び法人を顕彰することにより、広く納税道義の高揚等に資することを目的とするもので、多年にわたり、納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会、酒類業組合など税務関係民間団体の役員として、また、租税教育の推進を通じて、常に率先して申告納税制度の普及発展及び税知識の普及に努められ、納税道義の高揚に功績のあった方を表彰するものです。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

**e-Tax**

電子申告で効率UP!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

イータックス 検索

QRコード

第41回

# 法人会全国大会

## 税制改正要望大会を開催

高知大会

令和7年

10月16日木

高知県立県民文化ホール

### 令和8年度 税制改正スローガン

○社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要

将来世代にツケを回さない仕組み作りを!

○「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を!

○企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を!

○本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ!



10月16日(木)、(公財)全国法人会総連合(全法連)主催の第41回法人会全国大会が高知市の高知県立県民文化ホールにおいて、江島一彦国税庁長官、濱田省司高知県知事、桑名龍吾高知市長ほか多くのご来賓を迎え、全国各地から約1,700人の法人会会員らが一堂に会して盛大に開催されました。

この全国大会は、全法連において策定した国に対する税制改正に関する提言の内容を周知することなどを目的として、毎年開催されて

いるもので、第一部の記念講演では、株式会社都築経営研究所、代表取締役の都築富士男氏を講師にお招きして、「変化の時代の経営、危機をチャンスに」と題する講演を拝聴しました。

第二部の式典では、顕著な成績を挙げた県連・単位会に対して斎藤保 全法連新会長から表彰状が授与され、続いて、飯野光彦全法連税制税務委員長から令和8年度税制改正に関する



 第41回法人会全国大会 高知大会  
2025.10.16木 高知県立県民文化ホール  
▲左から、柴田副会長、長谷川副会長

## 大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国の財政は、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことから、長期債務残高が1,300兆円を超えるなど、さらに悪化することとなった。

昨年、日本銀行はマイナス金利政策を解除し、「金利のある世界」に回帰したが、今後も金利の上昇が続けば、国債の利払い費も増えて財政を圧迫しかねない。財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

一方、経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの価格高騰を契機に消費者物価も上昇し、デフレ期からインフレ期への転換期に突入するなど国民生活や産業に大きな影響を与えている。

特に、中小企業の経営環境は深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により、厳しさが増している。さらに、米国のトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、経済の先行きを不透明にしている。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、日本経済の礎でもある。その中小企業の活性化を促進するためには、税財政上のきめ細やかな支援が不可欠である。そのため、法人会は「中小企業の活性化に資する税制措置」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和7年10月16日  
全国法人会総連合 全国大会

る提言活動についての報告が詳しい解説とともになされました。

続いて青年部会による活動報告では、全国の青年部会を代表して、立川法人会による租税教育活動の事例発表及び世田谷法人会による健康経営の取組に係る報告がありました。

また、大会宣言の採択では、国家的課題である財政健全化の重要性を訴えるとともに、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に

関する提言」の実現を強く求める宣言書を全法連筆頭副会長の池田一義氏が力強く読み上げ、満場の拍手でこれを採択しました。

最後に、次回の開催地である茨城県法人会連合会から開催のPRがあり、大会は幕を閉じました。



こちらから、全国法人会総連合による  
「令和8年度税制改正に関する提言」を  
ご覧いただくことができます。

# 税務署からのお知らせ

書かない 確定申告 //  
マイナンバーカードで  
自宅から e-Tax

メリット たくさん♪

- 自宅から 申告可能
- 24時間 利用可能
- 受信通知から いつでも 内容確認

すでに 約4人中3人が e-Taxで 申告しています!!

スマートフォンでも できちゃう♪

✓ 確定申告書等作成コーナー  
なら金額等を入力するだけで  
**自動計算**で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で  
給与、ふるさと納税、医療費等が  
**自動入力**できる！

※ご利用には事前準備が必要です

国税広報 法人番号7000012050002



## 確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

### e-Taxに必要なもの



- ✓ **マイナンバーカード**※1
- ✓ マイナンバーカード読み取対応の**スマホ**※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードの**パスワード2つ**
  - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード  
(**数字4桁**)
  - ② 署名用電子証明書のパスワード  
(**英数字6~16文字**)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



### ※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。  
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、  
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



### ※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、  
申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書の  
パスワードはスマホの  
生体認証機能を利用できます！  
(機種によって異なります)

※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

令和7年分確定申告から、  
iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカード  
の詳細はこちら



読み取不要



### 申告に困ったときは

#### ▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの  
操作方法などを動画でご案内



#### ▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、  
メニューから選択いただくと、  
税務職員ふたばが自動で回答



# 確定申告は マイナポータル連携に お任せください



## マイナポータル連携には こんなメリットが...



医療費の領収書等の  
**収集や集計が  
不要**



確定申告書の  
該当項目へ  
**自動入力**



書類の  
**管理・保管が  
不要**

- ✓ 書類を集める手間が省けて、時間が短縮できた
- ✓ 自動入力されるので入力ミスがなくなり、安心できた
- ✓ 昨年、連携の事前準備をしていたので、**今年は、よりスムーズ**だった

利用した方から  
感動の声も続々！



## マイナポータル連携の対象はこれら

### 収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票※1
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座年間取引報告書

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

① 令和8年1月以降、収入関係については、「生命保険契約等の一時金・年金」及び「損害保険契約等の満期返戻金等・年金」(それぞれ対応する保険会社に限ります)が、控除関係については、「ふるさと納税」以外の一部の寄附金が、新たにマイナポータル連携の対象となる予定です。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

### 控除関係

- ・ 医療費※2
- ・ ふるさと納税
- ・ 社会保険(国民年金保険料等)※2
- ・ 生命保険・地震保険※2
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除関係

など

マイナポータル連携  
の詳細はこれら



連携に対応している  
証明書発行企業等はこれら



代理人登録の  
詳細はこれら



マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください



国税庁 法人番号7000012050002

# マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です



手続きに時間がかかる場合がありますので お早めの準備をお願いします

事前準備の詳細  
は国税庁HPをご確認ください



## 事前準備に必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ  
※ スマートフォンのマイナンバーカードも利用できます
- ✓ マイナンバーカードのパスワード
  - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
  - ② 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
  - ③ 券面事項入力補助用のパスワード(数字4桁)

※ ②、③は取得する証明書等に応じて必要となります

### マイナンバーカード及び電子証明書の

有効期限にご注意ください。

特に、確定申告期は、更新窓口  
(市区町村)の混雑が予想されます。  
お早めに更新手続をお願いします。  
> 有効期限や更新手続等の詳細は、  
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



電子証明書のパスワード(①、②)を忘れた場合  
やロックされた場合の対処法については、地方  
公共団体情報システム機構のホームページをご  
確認ください。



## 事前準備の流れ

### 1 マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済み  
の方はログインします

マイナポータル  
アプリをインストール



利用者登録はこちら



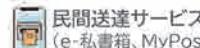
マイナポータル

### 2 「確定申告の事前準備」ページで 取得したい証明書等を選択



### 3 マイナポータルと民間送達サービス・e-Tax・ねんきんネットを連携

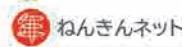
取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービスなどを連携します



民間送達サービス  
(e-私書箱、MyPost、民間送達・e-Tax連携サービス)

※「民間送達サービス」とは、インターネット上に自分専用のポストを作り、  
自分宛のメッセージやレターを受け取ることができるサービスです

e-Tax



### 4 民間送達サービスと証明書等を 発行する企業との連携

証明書等の電子交付サービスの利用登録や電子  
交付への同意を行い、企業との連携を行います  
※ 手続完了まで数日かかる場合があります

民間送達サービス



証明書等を  
発行する企業



保険会社やふるさと納税  
ポータルサイト事業者など

### 5 e-Taxのマイページで 情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を取得する  
場合は、e-Taxのマイページで情報取得  
希望の登録等を行います



情報取得の希望



## 動画で見る確定申告

マイナポータル連携の事前準備の方法  
などを動画でご案内しています。



## 事前準備が完了したら...

確定申告書等作成コーナーで自宅  
からマイナンバーカードでe-Tax！



# 愛知県税だより

## 愛知県における法人県民税及び法人事業税の税率について

お問い合わせの多い、確定申告の際に必要な税率をお知らせいたします。

### 1 法人県民税

#### (1) 均等割

区分 (資本金等の額の判定は、算定期間の末日の現況によります。)	税率(年額)		備考
	H21.3.31までに開始した事業年度	H21.4.1からR11.3.31までに開始する事業年度	
資本金等の額が1,000万円以下の法人	20,000円	21,000円	・資本金等の額より資本金の額及び資本準備金の額の合算額が大きい場合は、「区分」において「資本金等の額」とあるのは「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」と読み替えます。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄に出資金の額を記載した場合で資本金等の額より出資金の額が大きいときは、「区分」において「資本金等の額」とあるのは「出資金の額」と読み替えます。
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	52,500円	・平成21年4月1日から令和11年3月31日までに開始する事業年度の税率については、「あいち森と緑づくり税」として従前の均等割額の5%相当額が加算されています。
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	136,500円	・事務所を有していた期間が1年に満たない場合、月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てこととなります。
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	567,000円	
資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円	840,000円	
上記以外の法人(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人等)及び人格のない社団又は財団で代表者等の定めのあるもの	20,000円	21,000円	

#### (2) 法人税割 (※ 法人課税信託の受託者に関する税率の適用は、管轄の県税事務所にお尋ねください。)

区分(注)	税率%(R12.8.31までに終了する事業年度)		
	H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	
資本金の額又は出資金の額が1億円以下	法人税額が年1,500万円超	4.0	1.8
	法人税額が年1,500万円以下	3.2	1.0
資本金の額又は出資金の額が1億円超	—	4.0	1.8
保険業法に規定する相互会社	—	4.0	1.8

(注) 1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了日の現況によります。

2 法人税額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

上記表中に記載された金額 (1,500万円)	$\times$	$\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$	(この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。 また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。)
---------------------------	----------	-----------------------------	--

## 2 法人事業税

### (1) 外形標準課税対象法人

区分(注)			税率%(R10.1.31までに終了する事業年度)					
所得割	所得のうち年400万円以下の金額		R1.10.1以後に開始する事業年度		R4.4.1以後に開始する事業年度			
	所得のうち年400万円を超える800万円以下の金額		0.865		1.216			
	所得のうち年800万円を超える金額		1.216					
	3県以上に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人		1.216					
付加価値割			1.2144					
資本割(清算中の法人にあっては、資本割は課されません。)			0.506					

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0.514%⇒0.4%、0.865%⇒0.7%、1.216%⇒1.0%」となります。(上記表中の期間に限ります。)

※資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得が5,000万円以下の法人は上記の表以外の税率が適用されます。詳しくは下記の税務課ホームページをご覧ください。

令和6年度税制改正により、外形標準課税の適用対象法人の見直しがありましたので、ご注意ください。

具体的な内容は、税務課のホームページをご覧ください。二次元コードはコチラです。 ⇒⇒⇒⇒

【税務課ホームページ】 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/gaikei-henkou.html>



### (2) 所得金額課税法人

区分(注)			所得割の税率%(R10.1.31までに終了する事業年度)										
			H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度			R1.10.1以後に開始する事業年度							
資本金の額 又は 出資金の額	分割 県数	年所得	年400万円 以下の金額	年400万円 を超え 800万円 以下の金額	年800万円 を超える金額	年400万円 以下の金額	年400万円 を超え 800万円 以下の金額	年800万円 を超える金額					
普通法人	1,000万円 未満	—	5,000万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288				
			5,000万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00				
	1,000万円 以上 1億円以下	3県 以上	5,000万円超	6.988			7.288						
			5,000万円以下	6.70			7.00						
		3県 未満	5,000万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288				
			5,000万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00				
特別法人	1,000万円 未満	—	5,000万円超	3.55	4.798		3.65	5.098					
			5,000万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90					
	1,000万円 以上	3県 以上	5,000万円超	4.798			5.098						
			5,000万円以下	4.60			4.90						
		3県 未満	5,000万円超	3.55	4.798		3.65	5.098					
			5,000万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90					

(注) 1 資本金の額又は出資金の額及び分割県数の判定は、事業年度終了日の現況によります。ただし、平成22年10月1日以後解散した法人の資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上かどうかの判定は解散日の現況によります。

2 年所得の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

上記表中に記載された金額  
(5,000万円) ×  $\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$  (この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。  
また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。)

3 法人課税信託の受託者及び外形標準課税対象ではないが資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に関する税率の適用について、管轄の県税事務所にお尋ねください。

**(3) 収入金額課税法人①** (電気供給業((4)に該当する法人を除く)や導管ガス供給業(※)を行う法人等。)

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から

区分(注)		収入割の税率%(R10.1.31までに終了する事業年度)			
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人		H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度	0.90	R1.10.1以後に開始する事業年度	
			0.939		
上記以外の法人				1.00	
				1.039	

(注) 1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。

2 収入金額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\text{上記表中に記載された金額} \quad \times \quad \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \quad \text{(この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。} \\ \text{また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。)}$$

**(4) 収入金額課税法人②** (電気供給業を行う法人のうち、発電事業等、小売電気事業等、及び特定卸供給事業(※)を行う法人。)

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から

区分(注) (注は2(3)収入金額課税法人①と同じ)	ア. 外形標準課税対象法人以外の法人		イ. 外形標準課税対象法人		
	税率%	(R2.4.1以後に開始する事業年度でR10.1.31までに終了する事業年度)	税率%	(R2.4.1以後に開始する事業年度でR10.1.31までに終了する事業年度)	税率%
	収入割	所得割	収入割	付加価値割	資本割
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	0.75	1.85	0.75	0.37	0.15
上記以外の法人	0.789		0.789		

**(5) 収入金額課税法人③** (特定ガス供給業を行う法人。)

区分	税率% (R4.4.1以後に開始する事業年度でR10.1.31までに終了する事業年度)
収入割	0.519
付加価値割	0.77
資本割	0.32

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0.519%⇒0.48%」となります。(上記表中の期間に限ります。)

### 3 特別法人事業税

課税標準	区分	税率%	課税標準	区分	税率%
		R2.4.1以後に開始する事業年度			R2.4.1以後に開始する事業年度
基準法人 所得割額	外形標準課税対象法人	260	基準法人 収入割額	2(3)に該当する法人	30
	特別法人	34.5		2(4)に該当する法人	40
	上記以外の法人	37		2(5)に該当する法人	62.5

※R1.9.30までに開始する事業年度に適用されていた「地方法人特別税」の税率については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

#### ○法人県民税・事業税に関する問い合わせ先

愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ

電話 052-531-6304



# 従業員の行動を変える ポイントとは?

株式会社ジェイック HRドクター編集長 古庄 拓

管理職をされたことがあれば、従業員や部下に「行動を変えてほしい」と思った経験があるでしょう。そして、それが簡単ではないこともご存じだと思います。相手の行動を変えるには、伝え方に深い配慮が必要です。人間関係やコミュニケーションの権威、デール・カーネギーは著書『人を動かす』の中で、「人の気持ちや態度を変えようとするとき、ほんのひとことの違いが成功と失敗の分かれ目になることがある」と指摘しています。

同書では「人を変える9原則」として、以下が紹介されています。

- |                    |                     |                  |
|--------------------|---------------------|------------------|
| <b>①まずほめる</b>      | <b>④命令をしない</b>      | <b>⑦期待をかける</b>   |
| <b>②遠回しに注意を与える</b> | <b>⑤顔をつぶさない</b>     | <b>⑧激励する</b>     |
| <b>③自分の過ちを話す</b>   | <b>⑥わずかなことでもほめる</b> | <b>⑨喜んで協力させる</b> |

9つの原則に共通するのは、相手の自尊心を損ねず、自発的に変わろうとする気持ちを引き出す働きかけです。

相手の行動を変えたいと思う時、こちらには「今ままでは困る」「満足できない」といった感情があります。しかし、それが伝われば相手は「自分を否定された」と感じ、防衛的になります。心を閉じし、言い訳を始め、こちらを「悪者」として扱い始めます。この状態になれば行動変化は望めません。

今回は人を変える9原則を踏まえて、相手の行動を変えるうえで「特に」実践的なポイントを1つ紹介します。

そのポイントは、「しかし」ではなく「そして」を使うことです。管理職としてのコミュニケーション技法を学んだ方なら、指摘やフィードバックの際、「まずほめる」を意識している方は多いでしょう。相手の自尊心を傷つけないために非常に大切なアプローチです。なお、「ほめる」を「高評価と称賛」ではなく、「できていることの承認」ととらえると対象を見つけやすくなります。

そしてポイントは、ほめた後に指摘を伝える際、「でも」や「しかし」ではなく、「そして」という接続詞を選ぶことです。たとえば、「この提案資料はよくできている。ただ、もう少し〇〇があれば…」より「この提案資料はよくできている。そして、〇〇を加えるとさらに魅力が伝わるよ」です。後者の伝え方をすると、相手は承認プラスアルファの提案として指摘やフィードバックを受け入れやすくなります。

「ほんの一言の違い」が、相手の気持ちを左右します。ストレートに指摘し、強制的に行動を修正する必要がある緊急時もあるでしょう。同時に、継続的な行動変化を生むためには「相手が気持ちよく行動を改善できる伝え方」を習慣化することが重要です。

職場でもプライベートでも、指摘する目的は相手の行動を変えることです。正しい指摘でも伝え方を誤れば相手の心は閉ざされます。「行動を変える」という目的達成のために伝え方を選ぶ——そんな風に考えてみてください。あなたの言葉が、相手の成長のきっかけとなるよう、「ほめる+『そして』」をぜひ実践してみてください。

【筆者紹介】古庄拓(ふるしょう・たく) 1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。社員研修やリーダー研修、新卒採用など、複数のサービスや事業の立ち上げを担当し、執行役員・取締役等を歴任。現在は、採用と社員教育の情報を発信するメディア「HRドクター」編集長として知識・ノウハウを発信している。

# 名古屋市税だより

## 〔給与支払報告書提出のお願い〕

令和7年中に給与等の支払いをした方は「給与支払報告書（個人別明細書・総括表）」のご提出をお願いします。なお、『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/>）に掲載していますので、ご提出いただく際の参考としてください。

◇作成対象 令和7年中に給与等の支払いを受けた方で、

- (1)令和8年1月1日に給与等の支払いを受けている方
- (2)令和7年中に退職された方  
(退職された方で支払金額が30万円以下の方については提出義務がありませんが、ご提出いただきますようお願いします。)

◇提出先 令和8年1月1日（退職された方は退職時）に

○名古屋市内に住所のある方

名古屋市個人市民税特別徴収センター

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）

○名古屋市外に住所のある方

各市（区）町村の住民税担当課（係）

◇提出期限 令和8年2月2日（月）

\*なるべく1月20日（火）までの提出にご協力をお願いします。

◇問い合わせ先 名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話（052）957-6930

## 提出は電子申告が便利です

給与支払報告書や異動届出書を地方税ポータルシステム「eLTAX」により提出することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

※名古屋市に給与支払報告書を提出する場合の市区町村コードは、給与支払者の所在する区にかかる「231002」（末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」）です。ご注意ください。

「eLTAX」を利用されている方は、電子納税の手続きをしていただくと、インターネットバンキング等から特別徴収税額を納入することができます。

詳しくは「eLTAX」ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## 〔償却資産申告書提出のお願い〕

令和8年1月1日現在、名古屋市内に償却資産を所有する方は、資産の所在する区ごとに償却資産申告書を作成してご申告ください。

詳細につきましては、本市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) をご確認ください。

### ◇提出期限

令和8年2月2日（月）

※提出期限間近は窓口が大変混雑しますので、なるべく令和8年1月20日（火）までの申告にご協力をお願いします。

### ◇提出先・問い合わせ先

名古屋市税事務所固定資産税課償却資産担当

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

電話 (052)959-3309

## 〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

### ◇ご利用いただける市税

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

### ◇お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書（お問い合わせ番号がわかるもの）」、「預貯金通帳等口座情報のわかるもの」、「預貯金口座のお届け印」をお持ちのうえ、預貯金口座のある取扱金融機関へお申込みください。

※名古屋市外の店舗には、名古屋市税用の申込用紙が窓口に備え付けられていない場合がございます。

その場合は後述のお問い合わせ先まで申込用紙をご請求ください。

### ◇取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

※詳しくは納付書の「納付場所」欄又は名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)でご確認ください。

※全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関があります。

### ◇口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

### ◇振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※開始の時期は、お申込みの受付後に「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」を送付してお知らせします。

### ◇振替日

各納期の最終日（納期限）。前納（1年分）の場合は第1期の最終日（納期限）です。

### ◇問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館） 電話 (052) 957-6931

# 非上場株式の評価額引下げと税務リスク

名古屋税理士会名古屋北支部 税理士 山本和紀

## 知っておくべき否認規定の境界線

### 1 はじめに—高まる事業承継と相続税対策への関心

平成25年度税制改正により相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、多くの中小企業経営者の皆様にとって、事業承継とそれに伴う相続税対策は、もはや他人事ではなく、喫緊の経営課題となっています。相続財産の大部分を占めることが多い「取引相場のない株式（非上場株式）」の評価額をいかに適正に管理し、次世代へ円滑に引き継ぐか。このテーマは、専門誌や経済誌で頻繁に特集が組まれるほど、関心が高まっています。

しかし、評価額の引下げ策は、一步間違えれば「節税」の域を超える「租税回避」と見なされるリスクをはらんでいます。税務当局は、行き過ぎた節税行為に対して、2つの強力な「否認規定」という武器を用意しています。本稿では、事業承継を考える経営者の皆様が知っておくべき、非上場株式の評価額引下げ手法の概要と、税務当局がどのようなロジックでそれを否認するのか、その境界線について専門家の視点から分かりやすく解説します。

### 2 非上場株式の評価額を引き下げる主な手法

非上場株式の評価額は、相続税法上の「時価」に基づいて算定されますが、その具体的な方法は財産評価基本通達に定められています。評価方式は多岐にわたりますが、基本となるのは以下の3つです。

- 純資産額方式**: 会社の総資産から負債を差し引いた純資産額を基に株価を評価する方法。会社の清算価値に着目した評価と言えます。
- 類似業種比準方式**: 事業内容が類似する上場企業の株価を基に、配当・利益・純資産の3要素を比較して株価を評価する方法。大企業で主に用いられます。
- 配当還元方式**: 過去の配当実績を基に株価を評価する方法。経営に関与しない少数株主の株式評価に用いられます。

一般的に、これらの評価額は\*\*「純資産額方式 > 類似業種比準方式 > 配当還元方式」\*\*の順で高くなる傾向があります。この価格差を利用して、より有利な評価額を目指すのが、評価額引下げ策の基本戦略です。皆様が耳にするであろうその手法は、大きく2つのパターンに分類できます。

#### 評価要素を引き下げる手法（評価額引下げ型）

これは、各評価方式の計算式に含まれる個々の要素（利益、純資産、配当など）の数値を直接引き下げるアプローチです。

- 具体例**: 役員退職金の支給による利益の圧縮、不動産や保険商品等の活用による純資産の圧縮などが挙げられます。

評価方式そのものを変更する手法（評価方式変更型）

こちらは、会社の規模や株主構成、資産構成などを変更することで、より評価額が低くなる有利な評価方式の適用を目指すアプローチです。

- 具体例**: 従業員数を増やして会社規模を大きくし、純資産額方式から類似業種比準方式の適用割合を高める、あるいは、株主構成を変更し、原則的評価方式から配当還元方式の適用を目指す、といった方法が考えられます。

これらの手法は有効に見えますが、それぞれが税務当局の特定の「武器」を引き出す引き金となり得ます。事業の実態に即したものであれば正当な節税策となり得ますが、その合理性が問われる場合、税務当局は次に解説する「否認のプレイブック」の適用を検討することになります。

### 3 税務当局の第一の武器：財産評価基本通達6項

税務当局のプレイブックにおける一つ目の武器が、「財産評価基本通達6項」（以下、通達6項）です。これは、評価の例外規定であり、以下のように定められています。

「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」  
要するにこれは、ルール通りに計算した結果が、経済的な実態からあまりにもかけ離れており「どう見てもおかしい（fails the smell test）」という場合に税務当局が用いる伝家の宝刀です。この規定が発動されるのは、通達どおりの画一的な評価を行うと、

かえって実質的な租税負担の公平を著しく害するような\*\*「特別の事情」\*\*があると認められる場合です。

過去の裁判例を見ると、この「特別の事情」の有無を判断する上で、\*\*「租税回避を目的とした行為の存在」\*\*そのものが重視される傾向にあります。つまり、評価通達のルールを取り、税負担を軽減することのみを目的とした不自然な行為が課税時期直前に行われた場合、その行為自体が「特別の事情」と認定され、通達どおりの評価が否認されるのです。

この規定が適用された場合、\*\*「租税回避行為がなされた後の会社の現状を前提としつつ、評価通達によらない別の合理的な方法で時価を算定する」\*\*ことになります。皆様の経営判断そのものは否定されませんが、評価方法が通達から切り離され、より実態に近い別の評価基準(例えば不動産鑑定評価や専門家による企業価値評価など)が採用されることになるのです。

## 4 税務当局の第二の武器：相続税法64条による「行為計算の否認」

通達6項よりもさらに強力な否認規定が、「相続税法64条(同族会社等の行為計算否認規定、つまり税務上、会社の特定の取引を『なかったこと』にできる強力な規定)」です。これは、評価額に影響を与えた会社の行為や計算そのものを、税務上なかったことにしてしまうという、より強力な武器です。税務当局が、評価の結果だけでなく、その原因となった皆様の経営判断そのものに踏み込んでくる場合に用いられます。

この規定は、同族会社等の行為・計算が、「不当に」相続税等の負担を減少させると認められる場合に、税務署長がその行為・計算を遡って否認し、課税価格を再計算できる権限を定めたものです。主に以下の2つの類型があります。

### 第1項(同族会社等の行為計算否認)

これは、一般的な同族会社の行為・計算に対する否認規定です。何が「不当」にあたるかについては、近年の裁判例では以下の基準が重視される傾向にあります。

- ・経済合理性基準:問われるのは、「この経営判断は、事業のために行われたのか、それとも将来の税金を下げるためだけに行われたのか」という点です。
- ・独立当事者間取引基準:皆様自身に、「全く利害関係のない第三者と、全く同じ条件でこの取引を行つただろうか」と聞いてみてください。答えが「いいえ」であれば、リスクは高いと言えます。

これらの基準に照らして、事業目的などの経済合理性を欠き、単に税負担の軽減のみを目的としたと判断される行為は、「不当」な行為として否認されるリスクがあります。

### 第4項(組織再編成に係る行為計算否認)

平成13年の税制改正で導入された、より新しい規定です。これは、会社分割や合併といった組織再編成が、租税回避の手段として\*\*「濫用」\*\*された場合に適用されます。立法時の解説でも、否認が想定されるケースとして「株式の評価を下げるために、分割等を行う」ことが挙げられており、組織再編成を利用した評価額引下げ策に対して、税務当局が積極的に適用を検討する姿勢がうかがえます。

## 5 経営者が知るべき両規定の違いと結論

では、経営者として、この2つの否認規定のリスクをどのように理解すればよいのでしょうか。両者の決定的な違いを以下の表にまとめました。

比較項目	財産評価基本通達6項	相続税法64条
否認の対象	評価通達による「評価額」そのもの	租税回避につながる「会社の行為・計算」そのもの
判断基準	評価結果が「著しく不適当」か	行為が「不当」または「濫用」にあたるか
否認後の評価	行為後の現状を前提に、別の合理的な方法で評価	行為がなかった状態に引き直して、評価通達で評価

この2つの規定の最大の違いは、経営者である皆様の行った経営判断そのものへの介入度の深さです。通達6項が評価の「計算尺を変える」程度の介入であるのに対し、相続税法64条は事業の「時計を巻き戻す」という、より根本的な否認を意味します。後者が適用されることは、貴社の事業承継計画における経営判断の経済合理性そのものが、税務当局によって否定されたことを意味するのです。

結論として、事業承継における節税対策は不可欠な経営戦略です。しかし、その手法が事業目的や経済合理性を欠き、単に税法のルールや評価方式の隙間を利用するためだけに行われたと見なされれば、これら2つの強力な否認規定によって、意図した節税効果が得られないばかりか、予期せぬ追徴課税を招くことになります。

安易な節税スキームは、短期的な利益と引き換えに将来の大きな税務リスクを招きます。我々専門家との対話を通じて、貴社の事業の実態と将来像に根差した、盤石で説明可能な承継プランを構築することこそが、最も確実なリスク管理となるのです。

# 会社の紹介

みどり支部 株式会社横井機械工作所 横井 映二

このたび名古屋北法人会だよりに寄稿することとなり私としましては初回ですので自分の会社の紹介をするのが良いのではないかと思います。

弊社の業務は工業用バーナーの製造販売をしておりまして、バーナーとは火炎を噴き出す装置でございます。

まずは会社の生い立ちからの話をしてすることといたします。時は1945年、昭和20年、太平洋戦争が終わった年でございます。名古屋市北区若葉通において私の祖父と戦地から復員してきた息子兄弟が生計を立てるため機械加工の商売をしようということとなりました。その準備のため焼け野原に集められていた瓦礫の山の中からコンクリートの塊を拾い集めてきて作業場建設の基礎石の代わりにしました。そして建設資材を何とか入手して近所の大工さんに頼んで住まいの裏に6坪の作業場を作ったそうです。

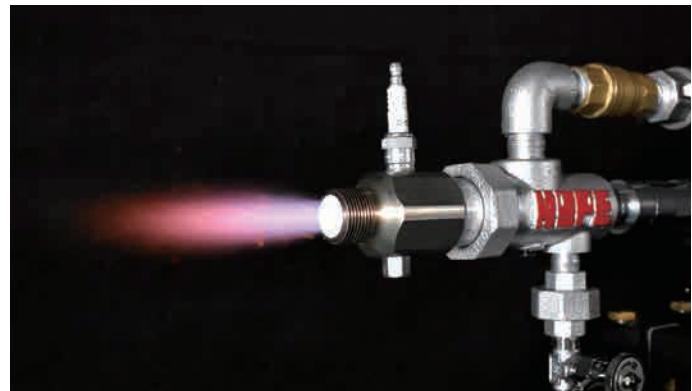
次に機械が必要なので方々探し廻った結果、草むらに放置してあった赤茶色に錆び付いた旋盤とシェーパーを当時の金額で100円か200円で譲り受けたそうです。この錆び付いた機械を整備して一応動く状態にして開業したのが昭和21年3月であります。それを使って部品加工の仕事を始めたのですが一度火を浴びた機械のため歪が生じて旋盤のベッドは波打ってしまっているので満足な加工はできなかったそうです。

その後いろいろな仕事をするようになりましたが当時は電気も不足していて一日で2時間か3時間ぐらいの送電しかない日もあり何時であろうが送電された時が作業時間であったそうです。

その後祖父のつてで鉄道会社の車両部品の製作をするようになり仕事量も増え昭和24年ごろには従業員6名ほどとなりました。昭和25年ごろ他社よりバーナー製作の依頼がありオイルバーナーを作るようになり当時は石炭という固形燃料から石油という液体燃料に移行する時期でもあり、また弊社の近くでは瀬戸、東農地方といった陶磁器の生産が盛んな所がありバーナーの需要があるのでその方面に販売活動をして参りました。

私が小さい時、工場内の材料置き場で後にひっくり返って頭を怪我したことがありますその部分が今でもハゲております。また父親に連れられて銭湯の裏側へバーナーを見に行ったとき浴場内の状況を見るためのぞき穴がありのぞかせてもらった事がありました。

その後徐々に業容が大きくなりここの場所では手狭となってきたので昭和41年に現在の所在地である守山区中志段味に移転しました。この時期は名古屋市北区からここ守山区の志段味地区へ移転した会社が他にもあったようで当時の会社の周辺は田んぼばかりで建物は少なくのどかな田園風景であったという記憶があります。



ここまで先代の社長が書いた記録があったのでそれを参考にして書いてきましたので楽でしたがこの先は自分で考えて執筆しなければならないので文章を書くのが苦手な私にとっては少しストレスとなりますが続けていきますと、以上の長々と書きましたことが創業の時から現在の場所への移転の話でございます。

今は自社製品も増えオイルバーナー、ガスバーナー、その付属機器の製造をしておりまして、昔は陶磁器などの窯業関係の客先が主でしたが現在は金属関係の得意先が増えており用途としましてはアルミニウムの溶解、金属の熱処理などに使われております。弊社の製品は工業用のため一般消費者の方々が普段目にする所には無く、どこかの工場の中に入って行かないと見ることができない物でございまして自動車部品の製造などにも関わっており、2008年のリーマンショックの時は日本の自動車メーカーも不況の影響を受けたため間接的に弊社にも及んで売上が大きく落ち込んだことがありました。その後持ち直したと思ったら今度は新型コロナの流行で世の中が不況となりまた受注が減少してしまったことがありました。

このことは多くの企業で経験されている事でしょうし皆様方たいへん苦労されたことと思います。これらの出来事を経験してわかったことは世の中いつ何が起きるか全くわからないということがわかりました。

近年になりまして日本や海外で大雨とか干ばつ、夏の40°Cを超える気温など異常気象ではないかと言われる現象が毎年のように発生しており皆様方もご存じだと思いますが、これらの原因は地球の温暖化であるのではないかといわれております。温暖化になる理由の一つとして二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスといわれているものが増えてそれが地球を覆うことにより地球上で熱がこもってしまう状態になってしまったことだそうです。

現状、産業活動を続けていく上では化石燃料の使用が続きますので二酸化炭素の排出も続きますが将来のことを考えて二酸化炭素の排出を減らしたり出さない方向の脱炭素化の動きを進め始める企業も出てきております。

弊社が製造しているバーナーも燃料として石油や天然ガス等の化石燃料を使用しますのでこのことに対応するため従来の製品より燃料消費率の良い物、燃料の消費が減ればそれに比例して二酸化炭

素の排出も減りますのでそういった製品や、燃焼しても二酸化炭素を出さない燃料として水素などが使用できる製品の開発も進めております。

個人的にできることで二酸化炭素の排出を減らす方法としては公共交通機関で行くことができる場合はそうする、使っていない部屋の照明は消す、あまり呼吸をしない。といったところでしょうか。

固い内容の話になってしまい退屈であったかもしれません以上、弊社の紹介でございました。

ASGネオフレームジェットバーナー



CBカップフレームバーナー



# HOPE



YSRTシングルエンド型ラジアントチューブバーナー



MJメタルジェットバーナー

法人会事業

# 北法人会の行事

令和7年8月1日～11月30日

## きた・きたフェスタ (北区区民まつり) 10.19 場所／八王子中学校グランド



大好評の小学生税金○×クイズは、青年部会員がマリオとルイージのコスプレで奮闘!法人1統括扮する税金博士も大活躍。小学生220人が挑戦してくれました。

## 元気まつり守山 (守山区区民まつり) 10.26 場所／三菱電機グランド



前日の雨で足元がぬかるむ中でも多くの皆さんに税金クイズを楽しんでいただきました。

## 大規模法人研修会

- 11.28 場所／ウインクあいち  
**「税務行政の現状と課題」**  
 講師／名古屋国税局 調査部長 大竹昭博 氏  
**「誤りのない申告書を作成するために」**  
 講師／名古屋国税局 調査審理課長  
 西村佳範 氏  
**「税務手続きのデジタル化」**  
 講師／名古屋国税局 課税第一部課税総括課  
 主査 秦 美香 氏



## 経営教室

- 8.26 場所／中日信用金庫本店 ちゅうしんホール  
**「これなら出来る!経営戦略策定  
 ~自社の“存在価値を高める”  
 ビジネス原則と実践~」**  
 講師／人間力経営(株)  
 代表取締役/中小企業診断士  
 坂本篤彦 氏
- 9.26 場所／名古屋市北生涯学習センター 視聴覚室  
**「業務の見える化で生産性を向上!  
 PCデータ整理で業務効率化 実践セミナー」**  
 講師／効率アップサポートオフィス・リソースナビ  
 代表 山口香央里 氏



## 税務教室

11. 6 オンライン  
**「2025年度年末調整実践セミナー」**  
 講師／税理士 大岡百合子 氏
- 11.11、11.19  
 場所／中日信用金庫本店 ちゅうしんホール  
**「年末調整事務説明会」**  
 講師／名古屋北税務署 法人課税第一部門  
 統括国税調査官 吉田康博 氏
- 11.21 場所／中日信用金庫本店 ちゅうしんホール  
**「税務署は敵?味方?」**  
 講師／名古屋北税務署 副署長 野田徹 氏



## 決算期別説明会

8.21、11.18

場所／法人会研修室  
**「決算・申告のポイント」**  
**「自主点検チェックシートの活用」**ほか  
 講師／名古屋北税務署  
 法人課税第一部門 審理担当官  
 広瀬達大 氏



## 簿記教室

7.16～9.24 全10日 計12コマ開催

場所／法人会研修室  
**「日商3級合格を目指しましょう」**  
 講師／名古屋税理士会名古屋北支部  
 税理士 松本充平 氏



## パンヨン講座

10.16 場所／法人会研修室

**「実践的・個別指導型講座」**  
 講師／システムカレッジ代表 平林一紀 氏



## 新設法人説明会

11.14 名古屋北税務署共催 場所／名古屋北税務署

**「法人に対する各種税金について」**  
**「法人会加入のお勧め」**  
 講師／名古屋北税務署法人課税第一部門  
 審理担当官  
 法人会専務理事、組織委員



## 新入会員セミナー

10.8、10.30 場所／魚鉄

**「法人会の賢い活用法」**

法人会にご入会いただいた皆さんに、法人会の各種事業等を十分に活用し加入メリットを120%実感していただくためのセミナー(懇談会)を開催しました。

会合には、新入会員のほか、会長、副会長及び新入会員の所属支部の支部長らも出席しました。

参加者それぞれが自社紹介の後、食事をいただきながら自由に意見交換しました。

また、名古屋北税務署の法人担当副署長と法人第一統括官にもご出席いただき、法人会行事への積極的な参加に期待している旨、エールをいただきました。



# キャッシュレス納付をご利用ください

国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。



おすすめ

## ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。

こんな方に  
おすすめ

- e-Taxで申告等をされている方
- 毎月の源泉所得税など、納付する機会が多い方

## 振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。

こんな方に  
おすすめ

- 申告所得税の予定納税や個人消費税の中間申告がある方
- 個人事業主で毎年申告している方



## インターネットバンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。



こんな方に  
おすすめ

- e-Taxで申告等をされている方
- インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用されている方

## クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

こんな方に  
おすすめ

- クレジットカード決済をよく利用されている方
- ダイレクト納付やインターネットバンキングに対応する口座をお持ちでない方

## スマホアプリ納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。

こんな方に  
おすすめ

- スマホで申告をされた方
- 普段からPay払いを利用されている方



法人会は「キャッシュレス納付」の推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ

[キャッシュレス納付](#)

検索

## 市内9法人会合同講演会

9.16 「ピンチをチャンスに!」

講師／元宮崎県知事 東国原英夫 氏  
～詳細は、32Pをご覧ください～

## 第41回 法人会全国大会

10.16 高知大会

～詳細は、6.7Pをご覧ください～

## 役員会

8. 8 運営会議・本部理事会  
場所／アイリス愛知



9.10 事業委員会  
場所／魚鉄



9.19 総務委員会  
場所／魚鉄



9. 2 拡大厚生委員会(全部会役員会)  
場所／アイリス愛知



9.10 常任理事(支部長)会  
場所／法人会研修室



10.24 広報委員会  
場所／魚鉄



8.26 9.10 9.25 9.29 11.4 50周年事業実行委員会 場所／法人会研修室

## 支部報告

# 活動レポート

## 見学研修会

楠  
支部

### 見学研修会

9.12 場所／ヤンマーミュージアム、黒壁スクエア



ヤンマーの歴史や事業についてレクチャーを受けた後、トラクターや、天皇家の方々もご覧になったという貴重な世界初の小型ディーゼルエンジン「HB型」を見学しました。憧れの超大型クルーザーをバックに全員で記念撮影。

若葉  
支部

北陵  
支部

### 見学研修会

10. 4 場所／大阪 関西万博



シグネチャーパビリオン「いのちめぐる冒険」に協賛している大同生命さんとの協力を得て車内研修の後、会場を見学しました。滞在時間3時間の弾丸ツアーでした。

金城西  
支部

### 見学研修会

10.21 場所／専修寺、六華苑



本堂など建物全体の巨大さに圧倒されました。各施設を案内していただいた後、江戸時代のものと言われる庭園「雲幽園」を特別に拝観しました。

大森  
支部

みどり  
支部

守山北  
支部

### 見学研修会

11. 8 場所／蒲郡競艇場



蒲郡競艇場では、公営ギャンブルと市財政の関係から舟券の購入方法まで説明いただき「初めての競艇」を体験しました。また、養鰻場見学では養殖の苦労話に熱心に質問を重ねました。

## 税務研修会

杉村  
支部  
大杉  
支部  
清水  
支部

### 3支部合同税務研修会

9.18 「税務調査対応のツボ」

場所／魚鉄

講師／名古屋北税務署 法人課税第一部門  
統括国税調査官 吉田康博 氏



瀬古  
支部

守山  
支部

小幡  
支部

大森  
支部

みどり  
支部

守山北  
支部

### 6支部合同税務研修会

11.20 最近の税務調査における「見解の相違」

場所／守山スポーツセンター

講師／名古屋北税務署 法人課税第一部門  
統括国税調査官 吉田康博 氏



## 役員会

上飯田  
支部  
山田  
支部  
大曾根  
支部

### 役員会

8.22 親和電機(株) 6階会議室

北陵  
支部  
役員会

9. 9 厨一里



会員増強施策の取組みの他、50周年記念事業への  
参加掛け方法等について各支部で話し合いました。

杉村  
支部  
大杉  
支部  
清水  
支部

### 役員会

9.18 魚鉄



杉村  
支部  
役員会

9.22 さんびょうし別邸



小幡  
支部  
役員会

9.25 中華料理 悟空



若葉  
支部  
役員会

10. 3 魚鉄



守山北  
支部  
役員会

10. 7 大洋苑



瀬古  
支部  
役員会

10. 8 ホテルプラザ勝川



守山  
支部  
役員会

10.10 すし処 友佑



金城西  
支部  
役員会

11.25 木曽路黒川店



## 青年部会

# 活動レポート

## 家族会

10.11 「家族で健康増進ボウリング大会」

場所／春日井グランドボウル



青年部会員の「家族会」行事を発展させて、全会員を対象として“健康増進”と“会員交流”を目指して実施しました。

当日は、16家族、子供9人を含む38人がプレイに参加しました。

参加者の中にはマイボール、マイシューズ持参という“強者”もあり、最年長は75歳から最年少は3歳まで、それぞれが思い思いにファミリーボウリングを楽しく過ごしました。

第1位に輝いたのは、浅野努さん(㈲浅野木工所)でした。おめでとうございます。

## 役員会

8. 7 部会全体会 場所／法人会研修室  
9.26 役員会 場所／法人会研修室  
10.16 部会全体会 場所／法人会研修室

## 西・北・昭和法人会大懇親会

8.27 場所／HAPPINESS 酒場 GUILD、BAR LINK



事業主（経営者）のための交流の場を提供し、他法人会の仲間と横断的ネットワークを形成することで、事業連携や人的つながりのきっかけを創出することを目的として、毎年開催している大懇親会。

西法人会と北法人会と昭和法人会の青年部会メンバーが一堂に集い、暑気払いと会員交流（情報交換）をしました。

## 第39回法人会全国青年の集い 山梨大会

11.20 場所／YCC 県民文化ホール



山梨と言えば、戦国武将武田信玄。その武田信玄が最も大切にしたのは、仲間との絆と助け合いの心なのだと。子供たちの光輝く未来のために「人は石垣 人は城」をテーマに、日本中から青年部会員が一堂に集いました。

青年部会が積極的に推し進めている、租税教室のプレゼンテーションや健康経営事例大賞など、大いに参考となる集いでした。

女性部会

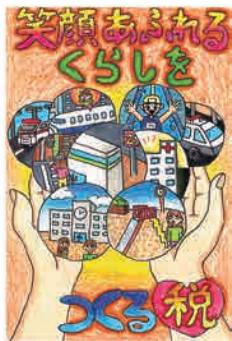
# 活動レポート

第15回

## 税に関する 絵はがきコンクール

## 税に関する 絵はがきコンクール

名古屋北税務署長賞



東志賀小学校6年  
浅井希沙蘭さん

名古屋北法人会会長賞



東志賀小学校6年  
松原奈緒さん

女性部会長賞



東志賀小学校4年  
加藤 凜さん

青年部会長賞



東志賀小学校6年  
加藤紗良さん



「受賞者の皆さん」  
(東志賀小学校にて)



QRコードから、  
ホームページの作品  
(絵はがきポスター)を  
ご覧いただけます。



楠小学校2年 今井咲貴さん

奨励賞



飯田小学校4年 堀田知輝さん

奨励賞



地域の小学生を対象に「税に関する絵葉書コンクール」を実施させていただき、多く(142点)の素晴らしい作品が寄せられました。応募作品の中から優秀作品を選出し、後日、小学校にて表彰式を行いました。表彰式では、受賞者一人ひとりへ賞状をお渡しし、児童の皆さんのが笑顔とともに、税への理解が深まる有意義な時間となりました。今後も、子どもたちが税について楽しく学べる活動を継続していきたいと思います。

(女性部会長 杉山美和子)



落合先生、税務署長、会長、青年部会長と役員の皆さんで厳正な審査をしました 10.14

## 見学研修会

10. 2 場所／佐久島、九重味醜



### 佐久島についての豆知識



#### どこにあるの？

三河湾のほぼ真ん中にあります。一色港から定期船で約20分の船旅です。

#### どんな島なの？

人口196人(2020年4月1日現在)。面積は東京ディズニーランドの約3.5倍。島の80%以上が里山で、豊かな自然と昔ながらの懐かしい集落の風景が見られます。

#### いちおしスポットの「おひるねハウス」

西地区:石垣(しがけ)海岸

佐久島アートを代表する作品の一つ。黒壁をモチーフにした黒い箱から眺める海辺の風景は、ひと味ちがいます。

(佐久島公式ホームページより抜粋)

先ずは、九重味醜さんで見学させて頂きその後早めのランチでした。海鮮もろみ焼き・貝柱と鰻・みりん角煮を美味しく頂きました。

九重味醜さんは、安永元年(1772年)創業で、田沼意次(1719~1788)NHK大河ドラマ「べらぼう」の時代ですね、凄いですね。

その後、一色港より定期船にて20分程度で佐久島西港に到着。色々見所がありますが、船の便数が少なく、島には1時間弱しか滞在できませんでした。

全員で“おひるねハウス”まで歩き、海辺に立つオブジェに到了着。その辺りを散策した後この道を戻り、西港から一色に戻りました。ここで、ショッピングです。

船は、思いのほか凄いスピードでした。上に上がり、デッキ席では息が苦しく、セットも乱れ、楽しかったです。私は佐久島は3回目です。前回は同級生2人で来ました。

西港から東港まで海岸線を歩き、ステキな散歩でした。干潮した。

帰りは、東港から乗船し一色まで。

愛知県には、人が住む島は3つ。篠島、日間賀島、佐久島です。面積は、佐久島が一番大きいそうです。人口は、佐久島が200人弱、篠島が1,600人位、日間賀島が1,700人位だそうです。

だから、アートの島を目指しているそうです。  
もちろん夏には海水浴も!

楽しい1日をありがとうございました。

女性部会 堀田萬亜子



## 「税についての作文」審査会

9.11 場所／名古屋北税務署大会議室



## 役員会

9.11 10.14 11.13 場所／法人会研修室



# 「ピンチをチャンスに」

講師／東国原 英夫 氏

## プロフィール

1957年、宮崎県生まれ。ビートたけしの一番弟子としてお笑い芸人となる。その後、紆余曲折を経て宮崎県知事に就任。県政に改革をもたらし一期で退任。現在は各メディアにおいてコメンテーターとして、様々な講演会において活躍中。

令和7年9月16日(火)、Niterra日本特殊陶業市民会館フォレストホールにおいて、元宮崎県知事・東国原英夫氏による名古屋市内9法人会合同講演会が開催されました。

芸人時代のスキャンダルや騒動を経て政治の道へ進んだ東国原氏は、自らの経験を通して「ピンチ



は行動次第でチャンスに変えられる」と熱弁。

知事時代には、メディア出演や積極的な営業活動により地元特産品を全国区に押し上げたエピソードも紹介。

講演の最後には、地域経済を支える法人会の役割に期待を寄せ、来場者にエールを送りました。





# 祝社団化50周年

法人会は、税を通して地域社会貢献をめざします

光洋運輸(株)  
小田 耕司

親和電機(株)  
小林 健次郎

(株)芝テクノ  
小林 由和

中日信用金庫  
富田 勝

(株)エイチエムテクノス  
長谷川 正男

(株)TAS建築設計事務所  
柴田 利実

桶槽工業(株)  
稻垣 要

親和電機(株)  
牧田 澄夫

たびぱーく(株)  
市川 聰

中京金属(株)  
長谷川 宏之

(株)中部精機製作所  
堀田 裕

(株)中部精機製作所  
堀田 圭介

三協(株)  
安藤 謙二

山宗(株)  
恵本 幸一

(有)彩光社  
秋山 知弘

木村紙商事(株)  
木村 吉伸

ナゴヤホカソファシリティーズ(株)  
三口 大登

(有)米善商店  
加藤 錢治

(株)正鵠堂  
松浦 由美

(株)魚鉄  
磯部 光男

川辺建設(株)  
川邊 清次

浪速金液(株)  
林 美支子

ヒラテ産業(株)  
平手 文雄

愛知皮革工業(株)  
伊藤 康之

(株)オーテック  
小川 正夫

草川工業(株)  
草川 晃吉

(株)白木  
白木 一郎

(有)千成工業  
朱宮 真佐樹

日比野建設(株)  
日比野 克哉

ユニック中部販売(株)  
野田 隆志

三杉地所(株)  
杉山 美和子

ムツミ工業(株)  
横江 知憲

北愛知三菱自動車販売(株)  
西原 強剛

(株)吉川工作所  
吉川 剣司

吉正運輸倉庫(株)  
日野原 由美子

東海整毛(株)  
水野 吉紹

(有)佐久間土地  
児玉 昭子

ハートエージェンシー(株)  
石川 裕高

(株)ティーオーエム  
播田 努

(有)アイケイ  
河村 邦彦

(有)山水園  
岡嶋 伸夫

(株)中央工芸  
鶴見 栄子

(株)馬場器械店  
馬場 博通

松山業務店(株)  
渡辺 美沙代

(有)満天  
金森 志郎

(株)マルモ運輸  
矢形 智

(有)マツイ  
松井 良憲

(株)シバタ紙器製作所  
高橋 勝広

(医)八誠会もりやま総合心療病院  
落合 隆

東春運輸(株)  
長澤 俊一

(株)武市ウインド名古屋  
各務 雅博

(株)インシユート  
野田 治男

(株)晃菱  
若杉 喬

名東生コン(株)  
牛田 光俊

矢田川電鍍工業(株)  
竹中 敬治

(有)長谷川不動産  
長谷川 英樹

(株)横井機械工作所  
横井 映二

(株)イチカワプランニング  
市川 敦久

(株)ナカシロ  
徳永 宏志

アサヒビル(株)名古屋工場  
水上 輝

(株)ツカサディザインコマース  
小司 博基

(公社)千種法人会  
西谷 正博

(公社)名古屋北法人会(事務局)  
武田 克彦

佐々木建設工業(株)  
佐々木 次明

名急商事(株)  
中村 豊一

大島宏志税理士事務所  
大島 宏志

# 新会員紹介

## ご入会ありがとうございました

2025.8~11

支 部	会社名等・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓迎社
大杉	(株)アステリア 北区猿投町23	和田 宏介 508-9985	建設業	
清水	キムラガステム(株) 北区柳原1丁目24-12	木村 秀政 915-6671	ガス機器販売	
金城西	(株)岩田モータース 北区駒止町2丁目67-1	岩田 雄行 991-0666	自動車整備・売買・車検	
若葉	中日メディアプリント(株) 北区辻町2丁目1-3	水野 旬 918-0760	新聞印刷業	
楠	(株)大樹 北区如意5丁目6	迫田 命 909-7615	鍼灸接骨・スポーツ事業	
瀬古	(株)POC. 守山区新守山1907-3F	近藤 康次 090-8556-2793	建設業	
瀬古	(株)マナギ 守山区幸心2丁目902	和田 健司 710-4414	内装業	
瀬古	QoVAL(株) 守山区新守山1701 Louve新守山403号	江口 昌子 770-4835	製造業	(株)インシユート(小幡)
守山	エステ & リラクゼーション Pour toi 守山区廿軒家11-6 ヴァンペール守山301	中島 美和 090-7670-8267	エステ	(株)マルモ運輸(瀬古)
小幡	(株)plantFAB 守山区翠松園3丁目1601-2	古橋 英樹 090-1788-0710	展示会・商業施設等の 内外装・展示全般の設計施工	
小幡	桃乃木(同) 守山区翠松園2丁目522	中谷せつ子 090-2130-3413	ecサイトなど	(株)インシユート
みどり	(株)RELIFE 守山区桔梗平2丁目1201 スカイパーク201号室	原口 龍一 778-7058	介護事業(訪問介護)	
みどり	(有)トヨメンテナンス 守山区青山台624	林山 龍次 870-0010	倉庫業	
守山北	山手製麺所 守山区川宮町394-6	石原 完治 793-0108	麺類製造業	瀬戸信用金庫川村支店 (株)ナカシロ
区外 特別会員	(株)かんぽ生命保険名古屋法人支店 中区錦3丁目20-27 御幸ビル6階	毛利 弘 228-6742	生命保険業	

(敬称略)

# 会員広告

**あけましておめでとうございます**  
**今年もリニューアルした「みどり湯の湯」で**  
**ゆっくりしてください。**

男性風呂は東海地区初HUUMヒーターによるオートロウリュウと  
エストニア製木材を使用したサウナ室にグレードアップ。  
更には露天風呂にもメイサウナ室登場!

女性風呂は  
パウダーコーナーを充実。  
いろいろ試せる  
ドライバーや  
女優ライトも登場!

女性専用  
ドライバーエ  
登場!

名古屋市緑区徳重3丁目2904番地  
樂の湯HP  
https://www.rakunoyu.com/

リニューアル工事も当社で施工しました。皆様の建設工事もお任せください。  
総合建設業・  
温浴施設運営 株式会社ナカシロ (守山北支部)  
https://www.nakashiro.com/

地元守山で25年! 超地域密着の工務店

**見積・相談 モチロン  
無料です**

宿舎 事務所 外壁塗装 同仕切りブース  
倉庫 工場 雨漏り修理 休憩室 食堂

工場・倉庫・プレハブ・屋根の点検、  
修理、屋上防水、  
外壁塗装をしませんか?

工場・倉庫・プレハブ・事務所なら エルホームに お任せください!

有限会社エルホーム  
〒463-0026 愛知県名古屋市守山区萩田町908番地  
http://www.eru-home.com

TEL 052-798-0874 FAX 052-798-0970  
E-MAIL: maeda@eru-home.com

ガス機器のことからリフォームまで!  
最先端の家庭用燃料電池「エネファーム」もおまかせ  
どんなことでもオケソにお気軽にご相談ください

コロナウイルスに強い!  
**ガス機器**

ガス衣類乾燥機  
**乾太**

プラズマクラスター  
空気清浄付ガスファンヒーター



**東邦ガスくらしショップ**

LINEで無料ご相談、お見積りいたします

**オケソ 桶槽工業株式会社**

大曾根本店 〒462-0825 名古屋市北区大曾根四丁目16番12号  
TEL/052-981-7884 FAX/052-981-2469  
守山志段味店 〒463-0811 名古屋市守山区深沢一丁目1825  
TEL/052-739-7883 FAX/052-739-7630  
E-mail:support@okesou.net  
https://okesou.net



お客様を満足を第一に。

## 営業内容

リフォーム工事  
増改築工事  
給排水・衛生設備工事  
空調・消火設備工事  
建設業許可/愛知県知事 般・第101333号  
(管工事・建築工事・土木工事・内装工事・水道施設工事業)

株式会社オーケテック

(本社) 〒462-0844 名古屋市北区清水三丁目15番18号  
TEL/052-325-3307 FAX/052-325-3308  
(分室) 〒462-0844 名古屋市北区清水一丁目7番1号  
TEL/052-961-9630 FAX/052-961-9631

## 会員募集 新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 = 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学

保障制度 = 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック

交流事業 = 経営研究会、青年部会、女性部会、支部

情報発信 = 税制改正の要望・提言、広報誌配布、税務参考図書

## 名古屋北法人会だより No.164

令和8年1月1日 発行

発行所 公益社団法人 **名古屋北法人会**

名古屋市北区清水5丁目5番3号 名北フロントビル2F  
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂  
名古屋市北区柳原1丁目14-22  
電話 914-1855(代)

名古屋北法人会広報委員会では  
毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からの  
ご意見ご要望をお待ちしています。

**TEL 915-3886 FAX 915-3850**  
E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

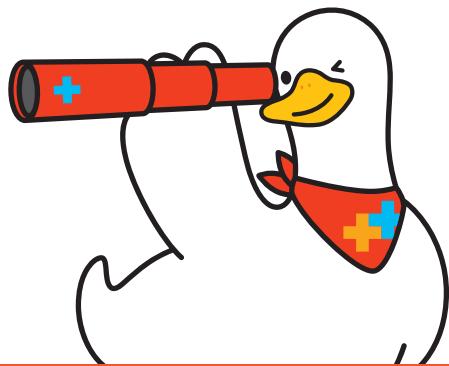
<https://www.kitahou.or.jp>



資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、  
堅実で柔軟な安心を。



## 特長1

## 増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。

⚠️ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

## 選ぶ

将来、必要な保障にあわせてご希望のコースを選択できます

## 介護

## 死亡

## 医療

## 年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

## 特長2

## 備える

万が一のときの死亡保障に加え、介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

## 無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

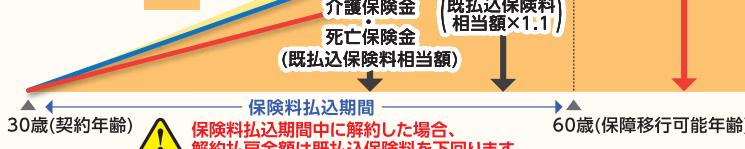
## ご契約例

契約者・被保険者  
男性 30歳

基本保険金額 500万円  
月払保険料 7,850円  
(個別／団体取扱)

- 保険期間:終身
- 保険料払込期間:60歳払済
- 保障移行可能年齢:60歳  
[各コースへ変更が可能になる年齢]
- 累計払込保険料:2,826,000円

既払込保険料  
解約払戻金  
介護保険金  
死亡保険金  
災害死亡保険金



介護保険金  
死亡保険金  
基本保険金額  
**500万円**

一生  
保障

30歳(契約年齢) ⚠️ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。



- 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- 戻り率は、戻り率=解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。
- 記載の保障内容などは、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に適用となります。
- 記載の保険料は、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に適用となる保険料率です(ただし、アフラックは将来新たな保険契約に対して保険料率を変更する場合があります)。

◎記載以外の保険料などについては募集代理店までお問い合わせください。 ◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

**Aflac**  
アフラック

アフラック愛知総合支社

〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29F TEL 052-586-7682 FAX 052-586-7671

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

